

令和2年度職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定マークの使用規程

令和2年6月12日

1. 適用範囲

本規程は、職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を受けた適合事業所が、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に適合している証となる「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定マーク」（以下、「認定マーク」という。）を使用する場合に遵守しなければならない事項等について定める。なお、本規程は運営要領を補足するものである。

2. 認定マークの表示方法

2.1 認定マークは、下図に示すようにロゴマークと認定証発行番号によって構成される。ロゴマークと認定証発行番号は個別に表示せず、認定マークとして一体で表示すること。また、ロゴマークと認定証発行番号の中央（センター）を合わせて配置すること。



2.2 ロゴマークをカラーで表示する場合は以下の指定色を使用し、認定証発行番号の文字色は黒（K100）を使用すること。ロゴマークの白抜きはできない。



指定色	赤	ゴールド
CMYK	M100, Y100, K20	M25, Y100, K20
RGB	R199 G0, B11(#C7000B)	R217, G173, B0(#D9AD00)
DIC	DIC564	DIC2073

2.3 ロゴマークを単色で表示する場合は、以下とおり使用色のベタとアミ40%の組合せを用い、認定証発行番号の文字色は当該使用色のベタを使用すること。ロゴマークの白抜きはできない。



使用色（例）	黒
CMYK	K100+アミ 40%
DIC	DIC582+アミ 40%

2.4 ロゴマークを配置する部分の背景は、原則白とする。ロゴマークの指定色（ゴールド）より濃い色が背景となる場合、以下のように認定マークを白の四角で囲まなければならない。



2.5 認定証発行番号の書体は装飾のないゴシック体とし、ロゴマークの幅を超えない大きさにすること。

2.6 認定マークを拡大又は縮小して表示する場合は、2.1 から 2.5 に定められている認定マークの表示方法を遵守すること。

2.7 必要な場合、審査認定機関からロゴマークの清刷を提供する。

3. 認定マークの使用

3.1 平成 30 年度以降にガイドライン適合事業所認定を取得した事業所は、当該認定の有効期間中に、自らが適合事業所であることを証するために認定マークを使用することができる。認定マークを広報に用いる場合、以下のような使用例が考えられる。

- ・ 適合事業所の事業場（訓練施設等の看板・壁）
- ・ 適合事業所及びその提供する職業訓練サービスに関する広告（チラシ、ポスター、各種メディア [広報誌、新聞、テレビ] 等）
- ・ 適合事業所が職業訓練サービスの取引に用いる書類又は通信（リーフレット、パンフレット、名刺、封筒、電子メールの署名等）
- ・ 適合事業所がインターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報（ホームページ、ウェブページ等）
- ・ 適合事業所が労働者を募集するために供する広告又は文書

- 3.2 認定マークを使用する際、適合事業所は、認定対象が事業所単位であることに十分注意し、適合事業所ではない事業所に対して認定マークを使用してはならない。
- 3.3 認定マークの使用料は、無料とする。
4. 認定マークの使用申請
- 4.1 適合事業所は、3.1による認定マークの使用許可を受けようとする場合は、使用を開始する日の5営業日前までに、審査認定機関（適合事業所を認定した審査認定機関が存在しない場合には、認証委員会の認める者）に「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定マーク使用申請書」（様式5-1）を提出し、使用許可の申請を行わなければならない。
- 4.2 審査認定機関は、同申請書を受領したときは、その内容を精査し、適当と認められる場合には、「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定マーク使用許可書」（様式5-2）を交付する。
- 4.3 審査認定機関は、同許可書を交付する際、運営要領及び本規程の定めるところにより認定マークの使用に関する条件を付すことができる。
5. 申請内容の変更
- 5.1 4.1の申請内容に変更等があった場合には、適合事業所は、速やかに「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定マーク使用変更申請書」（様式5-3）を審査認定機関に提出し、変更の申請を行わなければならない。
- 5.2 審査認定機関は、同申請書を受領したときは、その内容を精査し、適当と認められる場合には、「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定マーク使用変更許可書」（様式5-4）を交付する。
- 5.3 審査認定機関は、申請された変更内容が適当と認められない場合には、「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定マーク使用許可取消通知書」（様式5-5）を交付する。
6. 認定マークの管理
- 6.1 適合事業所は、提供された認定マークの清刷の保護及び流出防止のために適切な管理を行わなければならない。
- 6.2 外部業者に認定マークの清刷を提供する際、適合事業所は、当該業者に対して認定マークの清刷の保護及び流出防止のための管理を行うように要求しなければならない。
7. 使用許可の取消等
- 7.1 審査認定機関は、3.1により認定マークの使用許可を受けたものが、以下の事項に該当する場合には、使用許可の取消又は使用条件の変更を求めることができる。
- ・ 3.1に該当しない事業所と認められたとき。
 - ・ 使用許可の際に付した条件又は本規程に違反したとき。
 - ・ 虚偽若しくは不正により使用申請又は申請内容の変更を行ったとき。
 - ・ 認定が取り消されたとき。
 - ・ その他、審査認定機関が必要と認めたとき。
- 7.2 審査認定機関は、7.1により認定マークの使用許可を取り消す場合には、「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定マーク使用許可取消通知書」（様式5-5）を当該事業所に対して交付する。
- 7.3 適合事業所は、同通知書を受領したときは、定められた期限日までに認定マークの使用を中止し、認

定マークを返還しなければならない。

8. 認定マークに関わる権利

8.1 認定マークに関する一切の権利は、厚生労働省に帰属する。

9. 附則

9.1 本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

9.2 本規程は、令和2年6月12日から施行する。

以上